

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年12月7日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.173】

## 裁判所は松崎氏の行為を「公私混同といわざるを得ない」と断定！

前号で述べた通り、松崎明東労組元会長が原告の「週刊現代裁判」で本年10月27日に言い渡された東京高裁・控訴審判決は、一審よりも踏み込んで、松崎氏の組合私物化について、新たに真実相当性を認めた。本号では、前号に続き、判決の当該部分(当裁判所の判断)を紹介したい。

以上の一審原告(注:松崎氏)の主張から明らかなのは、一審原告自らの個人の口座からの支出ではなく、JR東労組名義の口座からの支出であることである。一審原告は、JR東労組の預金ではなく一審原告の預金であると主張するが、一審原告の預金であることを認める客観的な証拠はない。これからすると、一審原告が今帰仁村の土地購入代金及び建物建築代金を自らの資金で支払ったと認められるのかについては疑問が残る。また、仮にJR東労組名義の口座が一審原告の口座であるとするならば、正に組合の口座を自分のものとして使用しているわけであるから、組合の口座を私物化していることになる。なお、一審原告は今帰仁村の土地を取得するところ所有の土地を3650万円売却していることが認められるが、この土地の売却代金が今帰仁村の土地取得及び建物建築資金に充てられたかは不明である。そして、今帰仁村の土地及び建物を鉄福に売却した3800万円を一審原告が国際交流基金口座に振り込ませたのも何故なのか明らかではない。一審原告が国際交流基金口座を自らの口座として使用しているというのであれば、これも組合の口座を自分のものとして使用していることになる。さらに、一審原告が購入したハワイの別荘関係の費用(固定資産税、電気代、電話代等々)を一審原告自らが支払うのではなく、さつき企画に負担させようとしている。以上のように、一審原告は、JR東労組の口座に振り込まれている預金を一審原告の預金と主張したり、一審原告所有であった今帰仁村の建物をさつき企画の名義とし、今帰仁村の土地建物を鉄福に売却した代金を国際交流基金口座に振り込ませたり、ハワイの別荘関係の費用をさつき企画に負担させたりするなどしており、これからすると、一審原告の行為は、公私混同といわざるを得ない。

判決の内容はきわめて明快だ。そもそも、沖縄・今帰仁村の別荘の土地取得や建物建築の代金を松崎氏自らの資金で支払ったのかどうかも疑問であることや、松崎氏が東労組名義の口座や「国際交流基金」の口座を自分のものとして使用していること(「No.77~85」「No.93~97」参照)などを厳しく指摘している。自らの資金で支払ったのかどうかもわからない沖縄の別荘を売却した資金でハワイの別荘を購入したうえに、その資金が、なぜかJR総連「国際交流基金口座」を経由して入出金されているのだから、松崎氏が自分の資金でハワイの別荘を購入したと信用できないのは当然だ。また、判決は、ハワイの別荘関係の費用をさつき企画に負担させようとしていたことについても言及した(「No.98」参照)。これらの事実関係を基に、判決は、松崎氏の行為は「公私混同といわざるを得ない」と断定している。

## 東京高裁判決がJR連合の検証の正当性を裏付ける！

東京高裁判決でこうした指摘は、本情報が詳細な検証のうえに厳しく指弾してきた、松崎氏やそのグループによる悪質な組織私物化をまさに裏付けるものだ。JR連合の指摘の合理性、正当性を裁判所が認めたと言ってよいだろう。裁判所も否定するJR総連・東労組や松崎氏の唯我独尊、荒唐無稽な言い訳は、まったく通用しないのである。